

毎週新しい活動レポートをお配りしています。ぜひ来週もお受け取り下さい。



無所属・無党派 無駄使いを許さない福祉充実の政治

# 川村 準

じゅん 週刊活動レポート

発行者：さいたま 変革の会  
(毎週月曜日発行)

9月8日号

〒336-0017  
南区南浦和2-28-9-102  
携帯 090-1404-2151  
junkawamura1923@gmail.com

## 政務活動費

# 9月市議会に合わせ使用の 厳格化を議長に要望しました

野々村竜太郎・前兵庫県議会議員の政務活動費の不正な支出が騒がれる中、さいたま市でも疑問な支出があり、先日私が市の監査委員に対して問題提起しました(住民監査請求、本レポート9月1日付参照)。監査請求書には、不正疑惑の指摘とともに今後同じような問題が起きないように種々の解決策も市長に勧告するよう求めました。また、議会の方でも私は議長に「政務活動費に関する要望書」を提出しました。厳格な政務活動費のガイドラインが出来る事で、不透明な使用を防げるようになります。

## 政活費改革の契機逃すな

3日からさいたま市議会の9月議会が開かれました。

野々村竜太郎・前兵庫県議会議員の政務活動費の不正な支出が騒がれる中、さいたま市でも疑問な支出があり、先日私が市の監査委員に対して問題提起しました(住民監査請求、本レポート9月1日付参照)。監査請求書には、不正疑惑の指摘とともに今後同じような問題が起きないように種々の解決策も市長に勧告するよう求めました。また、議会の方でも私は議長に「政務活動費に関する要望書」を提出しました。厳格な政務活動費のガイドラインが出来る事で、不透明な使用を防げるようになります。

政務活動費の問題がメディアで騒がれた今だからこそ、さいたま市でも不正な使い方を防ぐため、9月議会に政務活動

費の新しいガイドラインを策定すべきです。(注)政務活動費とは議員の年収とは別に政策の勉強などに当てる事の出来る費用。さいたま市の場合議員1人当たり年間408万円)

## 政治レポは自腹で

私は、厳格なガイドライン策定の参考のため、

先日議長に「政務活動費に関する要望書」を提出

しました。内容は次の通りです。

①先払いから後払い制度へ。現在、政務活動費は先に費用が渡される制度となっております。一度受け取ったお金の返還義務を議員のモラルに任せるとはならず、年度末に使った金額だけでもらう後払い制にすべきです。

②按分方式の廃止。現在、議員の政治ビラは紙面のうち議員の顔など選

挙目的になるスペース分は実費、市政を市民に伝える部分は政務活動費でまかなえます。しかし、市政の動きを伝えるのは議員として当然ですし、議員の選挙目当てな目的と公的なるをこちゃ混ぜにしているのが政務活動費の不透明な使用に繋がっています。按分方式を廃止し、政治ビラは全て実費で払うべきです。

(注：私は議員ではないためこのレポートは私個人の実費です)

③使用した用途について厳格な説明の明記。議員の中には市政と関係ない本を購入する議員もあり、新書を転売しているのでは、との疑義が生じています。購入した書物と市政がどう関係あるか明記を義務づけるべきです。

## さいたま市の政活費は川口市の倍近く！

最後に、約1300万円の年収をもらっている高給取りの議員に、408万円の政務活動費は不要！という私の主張を加えさせていただきます。

また、参考までに隣の川口市の議員年収は約1078万円、政務活動費は年間216万円と、さいたま市の政務活動費が多額である事は明白です。

**政務活動費で議会に要望書**  
 さいたま市民有志  
 政務活動費の厳格な使用基準を求めるさいたま市民有志が28日、さいたま市議会に対して政務活動費に関する要望書を提出した。

動費を後払いとする、購入した書物などがどのように市政と関係あるかを明記することなどを求めている。  
 市民有志は現在よりも厳格な指針が求められているとし、「疑惑を持たないよう、制度そのものをより厳格なものにしてほしい」と話している。  
 (新井護)

▲『埼玉新聞』(8月29日付)

右は提出した要望書、上は要望書の提出が記事になったものです。  
 さいたま市議会は国会と異なり、2月、6月、9月、12月と3ヶ月ごと開催されます。  
 また、表面に政治レポ

ート作成費用は自腹で、と述べました。過去にさいたま市でも政務活動費を受け取らず、なおかつ政治ビラを議会ごとに配布していた議員もあり、実現の可能な政策主張といえます。

土橋貞夫議長宛

平成26年8月28日

**政務活動費に関する要望書**

野々村竜太郎・前兵庫県議会議員が政務活動費を野放図に使用した問題を受けて、今、全国レベルで政務活動費の厳格な使用基準が市民から求められています。

さいたま市では過去に政令指定都市になったということで、大幅な費用アップが認められました。しかし、政務活動費に関する使用基準は、まだまだ政令指定都市の名にふさわしいものとはいえません。

8月26日、帆足和之・市議会議員の不正性が濃厚と言える政務活動費の使用方法について住民監査請求が出されました。この不正が事実であった場合、あるいは事実ではなくても不正と考えられたことを踏まえると、議員ひとりひとりに良識を求めた政務活動費の使用を求めるだけでなく、政務活動費の使用方をしっかりと決めた、今ある「政務活動費の使途運用指針」(以下「指針」)以上の厳格な「指針」を設計することが求められている、と考えます。よって、下記に述べた3点を踏まえた「指針」のさいたま市議会の対応を強く要望します。

**要望事項**

**I・先払いから後払い制度へ**  
 現在、政務活動費は4月と10月に先払いで市から議員に払われています。しかし、兵庫県議会では野々村竜太郎・前議員が、(政務活動費を)使い切らねば、との気持ちがあったと心情を吐露しており、先払いではなく、後払いへ転換することで必要なものへの政務活動費のみの支給を求めます。事実、兵庫県議会では野々村・前議員の事件を受けて、後払い制度へ転換しました。

**II・按分方式の廃止**  
 現在、市の政務活動費で市政を市民に伝えることを目的とせず、自身の選挙目当てと思われる宣伝費用に使用する例が目立ちます。加えて、市政のことより自身の選挙アピールが過剰に目立つ場合は費用を按分し、政務活動費を支出してますが、この按分方式の廃止を求めます。

**III・使用した用途について厳格な説明の明記**  
 現在の政務活動費の使用用途の説明には、議員個人によって説明のレベルが異なっているのが現状です。例えば、書物を多数購入した議員が目立ちますが、市政とはかけ離れた書物を購入する議員も少なくなく、あくまでも疑惑ですが、書物の転売を行なっているのでは、との疑問も持たれかねません。購入した書物と市政がどう関係あるか厳しく明記することを求めます。  
 以上、3点の要望を軸とした政務活動費に対する適切な対応を強く望みます。

(「さいたま 変革の会」代表)  
**川村 準** のプロフィール

1987年11月生まれの26歳。旧・浦和市の大牧小学校、大間木中学校、都内の私立・順天高校を卒業後、渡米。2007年ノースイースタン州立大学入学(米国・オクラホマ州)。留学中に、米国人を始め自国の文化に誇りを持つ多数の外国人と触れ合い、日本のあり方を考える機会に。2011年12月卒業後、浦和に戻り、工業系新聞の記者になりました。現在、故郷の文化を始め市政の問題点について勉強中です。

さいたま市を川村準と考える会

**さいたま市に求められる政治**  
 — 無所属が出来る議会改革

**参加無料**

講師・榎本和孝氏(蕨市議会議員)  
 日時・10月11日(土) 午前10時〜12時  
 会場・武蔵浦和コミュニティセンター第6集会所  
 (サウスピア8階)

▼榎本和孝氏プロフィール 2011年蕨市議会議員に当選後、無所属で活躍。蕨議会でも唯一、政務活動費の受け取りを拒否。市政事務の消費増税分の値上げに反対するなど、生活者目線の市政を実現するため日夜取り組んでいる。